



広 報 きたかた

Kitakata
Public Information

平成28年11月発行

お知らせ版

【編集・発行】 喜多方市企画政策部企画調整課

☎ 0241(24)5206 FAX 0241(25)7073

喜多方市ホームページ <http://city.kitakata.fukushima.jp>

募 集

第21回 「酒づくり講座」

内容 市の地場産業でもある日本酒づくりについて「講義と実技」を体験しながら、日本酒（純米酒または純米吟醸酒）を造ります。



期間 平成29年1月14日（土）～2月25日（土）

※各蔵元で日程が異なります。

場所 各蔵元

対象 20歳以上の方

定員 120人

参加費 2万9000円

（酒造好適米代金、講義や実技の費用および720ミッドル換算で約12本分の酒代）

受付期間 12月1日（木）～

14日（水）午前9時～午後5時（土・日曜日は除きます）

申し込み方法 申込用紙に

必要事項を記入しFAX（24）4612または市ホームページ申込フォームにてお申し込みください。

詳しくは中央公民館または市ホームページにある要項をご覧ください。

問 申 中央公民館 企画事業係 喜多方プラザ内

☎（24）4811

内容 地域密着型通所介護に係る各種基準に対する意見公募

により、通所介護を提供する事業所のうち、利用定員18人以下の小規模な事業所を「地域密着型通所介護」として、市町村が指定する地域密着型サービスに移行することになります。

条例を改正し、新たに地域密着型通所介護の規定を追加します。改正は国の基準を基本としています。市独自の基準も設定していることから、条例案について意見を募集します。

閲覧・募集期限 12月14日

（水）必着

閲覧 ①市ホームページ

②高齢福祉課および各総合支所住民課（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

対象者

①市内に住所がある方

②市内で事務所または事業所などを営む個人、法人、その他の団体

③市内の事業所などに勤務する方

④市内の学校に在学する方

⑤この案に利害関係のある個人、法人、その他の団体

※提出方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 申 高齢福祉課 介護保険・予防室

☎（24）5242または各総合支所住民課

イベント

第12回

喜多方市社会福祉大会

内容 社会福祉大会表彰

福祉に関する作文発表、大会宣言、記念講演を行います。

日時 11月22日（火）午前9

時30分～午後0時30分

場所 市総合福祉センター

（2階）多目的ホール

記念講演 テーマ「みんなで支え合う地域をつくるのは、今」

講師 公益財団法人さわやか福祉財団会長 弁護士 堀田力氏

入場料 無料（申し込み不要）

問 社会福祉課 福祉総務係

☎（24）5257または

喜多方市社会福祉協議会 ☎（23）3231

第4回図書館の夕べ
～音楽と朗読のひととき～

内容 「里山のアトリ工本分校」をお招きして、宮澤賢治の作品を映像と朗読で楽しみます。

日時 11月27日（日）午後3時30分～5時

場所 市立図書館・第一閲覧室

定員 50人

入場料 無料（整理券必要）

※市立図書館にて整理券を配布します。

問 市立図書館（月曜日休館）

☎（22）1855



平成29年度 公立・私立保育施設 幼稚園 新入児童・園児募集

第四保育所の存続

平成28年度末に廃止予定としていた第四保育所は、低年齢児の待機児童が増えたことから、その受け入れのために平成29年度も存続することになりました。

教育・保育・認定区分

■教育と保育

「教育」は、教育基本法に基づき満3歳以上を対象として幼稚園で行われる幼児教育のことです。

「保育」は、児童福祉法に基づき、家庭において就労などで子どもを見ることができない保護者に代わって、保育所などで行われる養護と幼児教育のことです。

また、幼稚園と保育所の機能や特徴を持つ認定こども園においても、教育・保育が行われます。

■3つの認定区分

認定こども園、公立・認可保育所、幼稚園などを利用するためには、子ども一人一人を年齢や家庭の状況に応じて1号〜3号に分けて市が認定し、認定に応じて施設を利用できます。認定申請は入所申込と同時にを行います。

1号認定

満3歳以上の子どもで、家庭などによる養育が可能な場合など、保育の必要性のない場合に認定され、教育が利用できます。

2号認定

満3歳以上の保育の必要性のある子どもで、共働きで家庭などによる養育ができない場合などに認定され、保育が利用できます。

3号認定

満3歳未満の保育の必要性のある子どもで、共働きで家庭などによる養育ができない場合などに認定され、保育が利用できます。



なります（毎年現況届の提出が必要です）。

■保育の必要性の認定要件

保育を利用する場合は、市内に住所を有し、次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ① 1月64時間以上の就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動・起業準備
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 虐待やDVのおそれ
- ⑨ 育児休業取得時の子どもの継続利用
- ⑩ その他、市長が認める場合

■保育時間

1号認定の場合は、教育時間4時間での利用となります。

2号および3号認定の場合は、一般的（保育標準時間認定）な保育の利用は最長11時間ですが、就労時間が1月当たり120時間未満や求職活動などの場合は、保育短時間認定となり、1日最長8時間の利用となります。

※開所時間は各保育施設によって違いますのでご注意ください。

平成29年度の 新入児童を募集します

新規児童の募集人数については、継続して入所する児童がいるため、各保育施設とも定員枠までの若干名となります。

定員および年齢別の収容能力を超えて入所希望があった場合は、公正な選考により決定されます。

施設の種類

認定こども園：幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設です。

保育所：公立保育所や私立の認可保育所があります。0歳児が入所できない保育所もありますのでご注意ください。

小規模保育施設：3歳未満児が対象となる定員19人以下の保育施設です。

事業所内保育施設：事業所の従業員のための保育施設ですが、地域利用枠を設けて入所できる保育施設です。

※他に、市への申込みが不要な私立幼稚園や認可外保育施設があります。

■廃止予定施設

・平成28年度末廃止

上三宮幼稚園(休園中)、
岩月幼稚園、熊倉幼稚園、
豊川幼稚園

申し込み方法

新規に入所(園)を希望する場合は、市に認定申請と入所申し込みを行います。

継続入所児童の場合は、各保育施設、各幼稚園での手続きとなります。

■案内書・申込書などの配布

こども課、各総合支所住民課、各公立保育所、各公立こども園にて配布します。継続入所児童については、各保育施設、各幼稚園で配布します。

※平成28年度の申し込みをして入所を待っている方も、平成29年度の申し込みが必要です。

■申し込み日時

11月28日(月)～12月9日(金)の開庁(所)日の午前8時30分～午後5時15分

※12月10日以降は、右記期間内に申請された児童の入所が優先されます。

■申込場所

・新規児童：こども課、各総合支所住民課

・継続入所児童：各こども園、各保育施設

■保育料やその他の経費

市に申し込み保育施設や幼稚園などの保育料は、1号～3号の認定区分ごとに市が定める金額となり、公立も私立も同額となります。

保育料以外に、1号認定は給食費が掛かります。2号認定は、主食代が掛かります。

また、別料金での延長保育や預かり保育がある施設があります。

■私立幼稚園などへの入園

保育の必要がない子どもで、私立幼稚園(千草幼稚園、信愛幼稚園、塩川幼稚園)または私立認定こども園(いずみ幼稚園)の幼稚園部分への入園については直接それぞれの私立幼稚園・認定こども園にお申し込みください。

■問 申

こども課子育て支援班

☎(24)5229または各総合支所住民課、各公立保育所、各公立こども園



■市に申し込む保育施設一覧【施設名の後の数字は定員数】

種 別	対象施設名	対象児童	認定区分
認定こども園	第三こども園【60】、堂島こども園【70】、姥堂こども園【55】、山都こども園【100】、高郷こども園【50】	0～5歳児	1号・2号・3号
	駒形こども園【70】	1～5歳児	1号・2号・3号
	第一こども園【90】	2～5歳児	1号・2号・3号
	第二こども園【80】、第四こども園【80】、すぎっここども園【45】、いずみ幼稚園(私立)【45】	3～5歳児	1号・2号
公立保育所	第一保育所【60】	0～5歳児	2号・3号
	第四保育所【24】	1～2歳児	3号
認可保育所(私立)	道光保育所【60】、さくらっこ保育園【60】、東町のびやか保育園【120】、ひめさゆり保育園【20】、塩川のびやか保育園【90】、木ッズランドどんぐりの森【60】、たんぽぽ保育園【60】、ドレミ保育園【70】	0～5歳児	2号・3号
小規模保育施設	桜ヶ丘育児園【19】、きつずはうす【18】、こすもす保育園【19】	0～2歳児	3号
事業所内保育施設	東町さつき保育園【19】	0～2歳児	3号

イベント

会津喜多方国際交流協会主催
クリスマス交流会

内容 市内に住む外国人の方や日本語教室メンバーとのクリスマス交流会です。持ち寄りの料理やゲームで楽しく交流しましょう。

日時 12月7日(水)午後6時30分～8時

場所 喜多方プラザ第一会議室

参加資格 中学生以上

定員 15人(定員になり次第締め切り)

参加費 当協会会員500円、一般1000円※当日集金します。

持ち物 一品料理(すぐに食べられるもの)をご持参ください。(5人分程度)

申し込み方法 12月2日

(金)までに、氏名、住所、電話番号、人数を電話、Eメール naitakia@seagreen.ocn.ne.jp または FAX(25)717171 でお申し込みください。※件名に「クリスマス交流会参加希望」と明記してください。

問 申 会津喜多方国際交流

協会(事務局五十嵐)

☎(24)3131または080(1830)8072

お知らせ

喜多方消防本部から

平成 28 年秋季全国火災予防運動統一標語

『消しましょう
その火その時
その場所で』

注意

全ての住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災で大切な命を失わないために住宅用火災警報器を設置しましょう。

問 喜多方消防本部消防課

☎(22)6213

会津保健福祉事務所主催

「心の健康相談」

内容 精神的な悩みで困りの方、またその家族の方の相談に、精神科医や保健師が応じます。

秘密は厳守しますのでお気軽にお申し込みください。

※費用は無料ですが、電話での予約が必要です。

日時 12月5日(月)、19日(月)午後1時30分～3時30分

場所 会津保健福祉事務所

問 申 会津保健福祉事務所保健福祉課

☎0242(29)5275

労働困りごと相談会

内容 皆さんの職場の中で起きている賃金や退職人間関係などに関する困りごとや疑問についての相談を受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

相談会では、労働問題に精通している労働委員会委員が対応します。お気軽にご相談ください。

日時 12月4日(日)午前10

時～午後4時

場所 ①会津若松会場 福島県会津若松合同庁舎

②須賀川会場 須賀川市産業会館

問 申 福島県労働委員会事務局

☎024(521)7594

※電話による相談も受け付けています(県内全域)。

ビーエムフォー

PM4ライトオン運動

早めに点灯！こまめに切り替え！

秋口から冬期にかけては、日没時間が早まり、歩行者や自転車利用者が被害者となる交通事故が多発する傾向にあります。

これからの時期の交通事故防止対策として、ドライバーは「午後4時を目安としたライトの早め点灯」と「ライトの上向き・下向きのこまめな切替え」を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

●期間

11月1日(火)～平成29年2月28日(火)

●重点事項

- 1 午後4時を目安とした早めのライト点灯
- 2 原則上向きライト点灯(ライトのこまめな上下切替え)
- 3 歩行者などは反射材用品、懐中電灯などの活用

問 市民部生活防災課 ☎(24)5208 または喜多方警察署 ☎(22)5111

